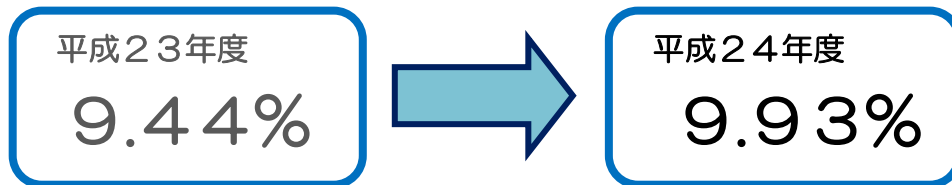


# 協会けんぽ富山支部の保険料率改定について

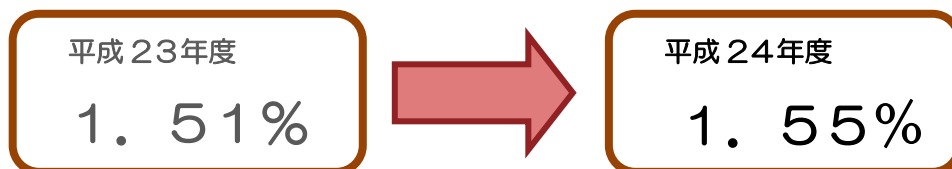
●変更時期：平成24年3月分（4月納付分）から

## 【健康保険料率】



健康保険料率 9.93%のうち、加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率 5.92%、後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率 4.01%

【介護保険料率】 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。



- 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率は、財政の収支均衡を図りつつ、地域の医療費の実情に合わせ、都道府県単位で定めることとされています。平成24年度の富山支部保険料率は9.93%（全国平均は10.00%）に引き上げをお願いせざるを得なくなりました。標準報酬月額28万円の被保険者1人当たり、月額1,372円、年額16,464円の負担増となります。（労使折半前で賞与分を除く）
- 24年度の協会けんぽの財政は、後期高齢者支援金をはじめとする高齢者医療に係る拠出金や医療費の増加により、大幅な悪化が見込まれています。このため国庫補助率の引き上げを要望してまいりましたが、予算措置が見送られたことから、3年連続して保険料率を引き上げせざるを得なかったものです。
- 協会けんぽでは、健康診断や保健指導の充実による疾病予防、医療給付の審査強化やジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化総合対策を強力に実施するとともに、医療給付費に対する国庫補助率の引き上げ、高齢者医療制度の見直しを国や関係方面へ引き続き働きかけるなどして、保険料率上昇の抑制を図ってまいります。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆様の医療と健康と生活を支えるため、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

協会けんぽ富山支部 TEL076-431-6156（企画総務グループ）  
〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階